

第8章 結核

結核の罹患率が69.8と非常に高かった昭和26年に結核予防法が定められ、本格的な結核対策が開始された。その後医療や公衆衛生の向上に伴い、罹患率は減少傾向をたどっていたが、平成9年に全国で罹患率が上昇したため、国は平成11年に「結核緊急事態宣言」を発令し、各種対策を実施した。その後、罹患率は順調に低下している。平成19年4月には「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合された。

保健所では結核患者発生動向調査や接触者健康診断、訪問指導（服薬指導を含む）等の実施や「健康呼吸器教室」「TBメディカルセミナー」「感染症研修会」「コホート検討会」を開催した。

管内の令和2年末の結核患者登録数は17人、結核登録率(人口10万対)は13.7となり、前年に比べ7.9の減少となった。

令和2年中の新規登録者は11人、罹患率は8.8であり、全国罹患率(10.1)や岐阜県罹患率(13.4)と比べ低い状況である。また、年齢別では65歳以上の高齢者が約81%を占めている。